

平成24年(ワ)第3671号・平成25年(ワ)第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第75準備書面

－被告関西電力のいわゆる「金品受領問題」について－

2021年(令和3年)2月17日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人 外

本書面は、被告関西電力のいわゆる「金品受領問題」の概略を整理し、そのこととあわせ、被告関西電力や関連会社の日本原子力発電が、原子力規制委員会における原発再稼働の審査においても資料改ざんを行っていることから、被告関西電力が、元々大きな危険をはらんだ原子力発電所を運営する能力も資格もない企業であることを主張するものである。

第1 金品受領者は原発部門の責任者が中心

1. いわゆる金品受領問題の概要

2019年9月、被告関西電力の歴代幹部職員らが、福井県高浜町の元助役だった故森山栄治（以下「森山」とする）から長年にわたって多額の金品を受け取ってきたことが明らかになった。被告関西電力の内部調査で判明したところでは、2011年以降、金品を受領した者は20名、金額は3億2000万円とされ（甲529）、最終的には3億6000万円まで拡大した。被告関西電力が森山から金品を受領する習慣は、森山が高浜町の助役を退任した1987年には始まっていた（甲530）。

森山が被告関西電力の幹部に金品を授与していた目的は明確であり、工事の受注や特別待遇を得ること、すなわち利権目的であった。

一方、被告関西電力は、危険な「迷惑施設」である原子力発電所を立地地元に押し付け、地元を「安定」させるために、森山を必要としていた。森山は、福井県高浜町において、高浜原子力発電所の誘致について、反対派を「説得」し（実際にやったことは被告関西電力に対して行ったのと同様の利益供与や恫喝と推測するほかない）、「大きな役割を果たした」「功労者」であった（甲531）。被告関西電力は、原発を安定的に稼働するために森山を特別扱いをしてきた（甲530）のである。

内部調査で明らかになった金品受領の時期は2011年以降であり、

この時期については、被告関西電力は、東日本大震災後の原発の再稼働のために森山の協力を得たかった（甲532）。

また、本件は、本来、公的インフラ企業であり、公務員並みの職務倫理を求められる被告関西電力の幹部が、私利私欲をはかった汚職事件であり、森山と被告関西電力の幹部が共謀して、原発の安全を軽視しつつ、消費者の電気料金を食い物にしてきたものである。

2. 原発関連の役員による金品受領が中心であったこと（甲533、甲534＝調査報告書88頁等）

森山からの金品受領額が最も多かったのは被告関西電力の鈴木聡・常務執行役員（発覚当時）であり、1億2000万円にのぼる。同人は、2013年6月に原子力事業本部副事業本部長に就任して以降、森山らから、合計70回以上にわたり合計約1億2000万円相当の金品を受領しており、100万円以上の現金や商品券及び米ドルを受領したり、1000万円や500万円といった非常に高額の現金を受領することも複数回あった。

二番目に多かったのは豊松秀己である。同人は被告関西電力の副社長（本件発覚後の2019年6月に退任）だった。同人は、2009年6月から原子力事業本部長代理、2010年6月から長く原子力事業本部長を務めていたが、豊松は、原子力事業本部の本部長代理となった2009年から森山と接触するようになり、同人はその頃から多額の金品を受領するようになった（甲535）。2010年1月以降、森山らから、合計40回以上にわたり合計約1億1000万円相当の金品を受領した。とりわけ、2011年8月に森山から商品券200万円分を受領して以降、1回当たり100万円以上の金品を受領するようになり、1度に1000万円もの現金を複数回受領したり、100万円相当以上の商

品券や米ドルを複数回受領していた。豊松はスーツの仕立て券を実際に使用し、返還しなかった（甲 5 3 6）。豊松は、森山から工事受注の請託を受けた後に、社内で発注できる工事を探すように求めたり、実際に発注したりしていた（甲 5 3 7）。

三番目に多かったのは被告関西電力の副社長だった森中郁雄である。同人は 2 0 0 6 年に高浜発電所長に就任して以降、森山から金品を受領するようになり、合計約 4 0 0 0 万円相当の金品を受領した。2 0 1 4 年までは 1 回当たりの受領金品の内訳の記録が残っておらず詳細は明らかにはならなかったが、記録が残っている 2 0 1 5 年以降、原子力事業本部長代理として、森山から 1 0 0 万円以上の現金や商品券を複数回受領しており、2 0 1 7 年には現金 5 0 0 万円を 2 回にわたり受領している。そして、内部調査が終了後の 2 0 1 9 年 6 月に、金品受領の事実を伏せたまま原子力本部長に就任した。

原子力本部長を務めた八木誠会長（発覚当時）も 8 0 0 万円もの金品を受領していた（甲 5 3 8）。

3. 小活

このように、発覚した 3 億 2 0 0 0 万円のうち、上記 3 名だけで 2 億 8 0 0 0 万円にのぼる。森山は、被告関西電力の原発部門の歴代トップを狙い撃ちにして金品を授与してきたのであり、汚職にまみれたのは被告関西電力の原発部門だったのである。被告関西電力が設置した第三者委員会は、2 0 2 0 年 3 月 1 4 日、原発工事などの代金が上記役員らに還流していたと認定した（甲 5 3 9）。

第 2 森山への利益供与の実態

1. 概要

森山は、部外者であるにもかかわらず、大飯原発にノーチェックで入構していた（甲 5 3 1）。森山は、兵庫県内の原発のメンテナンスを行う会社（柳田産業）の相談役、高浜町で原発の警備を担う企業の社外取締役（オーイング）、森山が資金提供していた吉田開発の顧問を務め、この3社は被告関西電力が発注する原発関連事業を積極的に受注し、業績を伸ばしてきた（甲 5 3 1）。また、福井県敦賀市に本社を置く塩浜工業の顧問も務め、同社は森山の影響で県内2位の規模に成長した（甲 5 4 0）。

2. 柳田産業等の受注規模

この兵庫県のメンテナンス会社（柳田産業）は、森山が被告関西電力幹部に金品授与をはじめた1987年以降の10年間で売り上げを5倍にした（甲 5 4 1）。同社は高浜・大飯・美浜の各原発冷却水系統の工事を中心に、原子炉製造メーカーである三菱重工を通じるなどして2016年から2019年の間に86億円の工事を受注した。吉田開発も被告関西電力や大手ゼネコンを通じるなどして2015年から2018年の間に高浜・大飯の各原発での工事を約27億円請け負い、これらの合計は113億円にもものぼる。このうち、株式会社関電プラントからは、メンテナンス会社に（柳田産業）約4億90000万円、吉田開発に1億5000万円が発注され、後述のように森山が関電プラントの顧問を務めていたことから、発注側と受注側の双方に森山が関与する利益相反の状態になっていた（甲 5 4 2）。

3. 吉田企画の受注規模

その後にはわかった事情では、吉田企画は2014年から2017年の間に被告関西電力から121件の工事を受注し、このうち、京都支社から特命発注による随意契約で8件の工事を独占的に請け負っていた。原

子力事業本部から請け負った113件のうち10件の工事も匿名発注による随意契約だった(甲543)。この113件に対応する発注額は51億円にのぼる(甲544)。

4. 発注情報の事前漏洩と漏洩案件の100%受注

これら121件のうち75%については、事前に被告関西電力の幹部から森山に対して概算額などの情報が提供されていた(甲545)。また、その際に金品受領も行われており、公務員であれば収賄罪に問われる行為だった。また、入札を形骸化する行為であり、実際、事前に情報提供された案件は全て森山の関連企業が受注していた(甲546)。さらに、発注額を事前に調整したり、年度単位で発注額を決めるなどしていた(甲547)。被告関西電力から吉田企画への発注額は、2013年から2018年に65億円にものぼった(甲543)。

5. 森山を関電子会社の顧問に

被告関西電力は、1990年前後から森山を同社の100%子会社である関電プラント株式会社(単体でも2019年3月期の売上高530億の大企業である)の顧問に就任させ、報酬を与えてきた。また、吉田開発は関電プラントから2015年10月着工の倉庫建設について1億5000万円で受注した(甲548)。

6. 森山に対して巨額の接待

被告関西電力は、記録が残っている2009年度2017年度までの9年間だけで、合計421回、計8952万円を支出して森山らを接待していた。森山からの金品授与はこのような関西電力からの接待の席で多く行われた。接待の場には、吉田開発、柳田産業、オーイング、塩浜

工業の役員が同席することもあった（甲 5 4 9）。

7. 小活

このように、森山による金品授与に対応して、被告関西電力は、森山の関連企業に対して、不正に多額の工事を発注していたのであり、その中には、高浜・大飯・美浜の各原発冷却水系統の工事も含まれていた。本訴訟でも明らかにしているように、原発にとって冷却水の系統は決定的に重要であり、被告関西電力は、発注自体は適正であった旨を主張していること、森山が工事代金から金品授与の資金を捻出していること、また被告関西電力の幹部が森山を批判できない関係にあった以上、これらの業者が手抜き工事を行ったことを強く疑わせるものである。

第3 関西電力の隠蔽体質、自浄作用の欠如

1. 規模を過少に申告し虚偽の説明

関西電力は、金品受領の規模について、2019年9月の発覚当初は「20人、3億2千万円」としていた（甲 5 5 0）。当時の岩根茂樹社長は、当初、「返却の機会をうかがいながら、一時的に個人の管理下で保管していた」「受け取った金品は儀礼の範囲内をのぞいて返却した」などと弁明し、「経営責任を果たす」などとして引責辞任を否定した（甲 5 5 0）。また、自己に対する処分の詳細、他の処分を受けた者の詳細を答えなかった（甲 5 5 0）。

2. 内部調査の遅延、社内手続違反、隠蔽

2019年9月に発覚した内部調査のきっかけとなったのは森山の死後の税務署の調査であり、その後も4ヶ月間は車内で放置された上、はじまった内部調査は、当初から非公表にすることが決められており

(甲551)、また、被告関電社内コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、原子力保全委員会などの監視部門を経ないもので、同社の企業統治ルールを逸脱したものだった(甲552)。金品受領問題はそのまま株主に知らされることもなく2019年6月の定時株主総会を終えた(甲552)。2019年6月の定時株主総会を前にして、役員人事を見直すように求める内部告発があったが、岩根、八木らの経営陣はこれを黙殺した(甲553)。

2018年9月に内部調査の結果がまとまっても、1年間にわたり秘匿しており、2019年9月に取締役会に報告された(甲554、甲555)。監査役会すら違法ではないなどとして1年間も放置していた(甲556)。

被告関西電力は、事実を公表した後も、内部調査の報告書の公表を当初は拒んでいた。しかし、世論の批判が大きくなると公表せざるを得なくなった(甲557)。あわせて、世論の批判を浴びて、第三者委員会を設置して再度の調査をせざるを得なくなった(甲557)。

この時点でも、岩根、八木らの経営陣は辞任を否定していた(甲557)。しかし、世論の批判は強く、問題の発覚から1ヶ月で、岩根、八木らは辞任に追い込まれた(甲558)。

そうであるのに、翌年の2020年6月の定時株主総会ですら、金品受領問題について被告関西電力の役員から相談を受けて事前に把握し、当初の調査結果を非公表にすることに関与していた弁護士を「事前には認識していなかった」という誤った情報を提供して、社外取締役への選任を提案した(甲559、甲551)。

3. 実際には返還しなかったこと

返還のタイミングについて、関電経営陣は、当初は「返せるタイミン

グで、返していく努力をしていた」(甲550)などと弁明していたが、実際は、6割近くを税務調査による事態の発覚後に返還していた(甲560)。これは法的には返還とは理解されないものである。

4. 減収分・税額増加分の補填など

そして、被告関西電力は東日本大震災の後、原発を稼働できずに経営危機に陥った際に減額していた役員報酬を、秘密裏に補填し、その金額が2億6000万円にのぼることも判明した(甲561)。これらや、金品受領について修正申告する際に増える所得税まで補填していた(甲562)。そして、被告関西電力は、このような補填を主導した人物に、金品受領問題で引責して2020年3月に相談役を退任した後も社用車を与え、部屋を提供し、業務支援する秘書をつけていた(甲563)。

5. 小活

このように、被告関西電力が、問題を隠蔽し続け、事前の内部告発があったにも関わらず株主すら欺き、隠しきれなくなったら事実を矮小化して公表し、金品は返還せず、経営陣が退陣もせず、減収分の補填までしていたのであり、何重にも不正を働き、不正を不正で糊して株主や消費者を欺いてきたことは明白である。

これは被告関西電力の原発部門の体質であり、この体質を汚職の隠蔽に限る理由は何もないから、原子炉の建造や安全審査を切り抜ける過程でも、同様の態度をとってきたことを強く推認させる。

第4 行政等の関係者の腐敗・馴れ合い

1. 高浜町

高浜町の内部調査で、町長以下の職員18名が森山から金品を受領していたことが判明した(甲564)。森山の関連企業(オーイング)に対して、入札に付して発注すべき1億6000万円の警備・事務補助業務を随意契約で締結するなど、不正を行なっていたことが判明した(甲565)。

2. 福井県

福井県も、高浜町やおおい町を管轄する嶺南振興局の幹部を中心に金品を受領していた。福井県は森山を排除するどころか40年以上にわたって「客員人権研究員」として扱い、年に1～2回、被告関西電力の幹部もいる場で講演させていた(甲566)。森山はこの場で県の職員を叱責するなどしていた。また、福井県の内部調査で、元知事栗田幸雄、前知事西川一誠をはじめ、金品を受領した者は109名にのぼることが判明した(甲567、甲568)。

3. 経済産業省

2016年8月から2019年9月まで経済産業大臣を務め、現在は自由民主党の参議院幹事長を務める世耕弘成は、上記柳田産業から2012～2015年の4年間、毎年150万円ずつ、合計600万円の献金を受けていた(甲569)。

発覚当時の経済産業大臣である菅原一秀は、関西電力のコンプライアンス違反が表面化しても、関電経営者が「企業人として、関電の方々が判断」などと述べ、直接的な批判を避けた(甲552)。

経済産業省(資源エネルギー庁)は、金品受領問題で、被告関西電力に業務改善命令を出す際、書類を5箇所にわたり改竄するという理解し難い行為をした(甲570)。

4. 原子力規制委員会

被告国（原子力規制委員会）の更田豊志委員長も「怒りを感じた」などと主観的な問題にすり替え、被告関西電力が汚職にまみれた状態で原発を建造し、原発事業を推進してきた危険な企業であるという認識に基づき措置を何ら取らなかった（甲571）。

5. 日本経団連・原発メーカー

日本経団連の会長である日立製作所会長の中西宏明も、このような関西電力の対応について「八木さんも岩根さんもお友達で、うっかり変な悪口も言えない」などと露骨に擁護する対応を取った（甲572）。同社は原発製造メーカーであり、被告関西電力が親会社となる日本原子力発電敦賀発電所（敦賀原発）の関係では被告関西電力の取引先でもある。このように、原発メーカー（受注者）とユーザー（発注者）が馴れ合う様子は醜悪というほかない。

6. 小活

このように、本来、被告関西電力を強く批判し、このような企業が行う原発の推進に対して強くブレーキをかけるべき行政、規制委員会、経営者団体や原発メーカーは、すべて、汚職のいわば共犯であり、また、馴れ合いの態度を全面に出して、被告関西電力に対して強い姿勢をとらなかった。本件の一連の構図で一番危険なのは、本来、外部にあるはずのチェック機能すら期待された役割を果たさず、まともに働かないことなのである。

第5 被告関電は大飯原発の設置許可申請でも不正を行っており信用で

きないこと

1. 金品受領問題のまとめ

森山は、被告関西電力の原発部門の歴代トップを狙い撃ちにして金品を供与してきたのであり、汚職にまみれたのは被告関西電力の原発部門だった。森山による金品授与に対応して、被告関西電力は、森山の関連企業に対して、不正に多額の工事を発注しており、その中には、高浜・大飯・美浜の重要設備である各原発冷却水系統の工事も含まれていた。森山が工事代金から金品授与の資金を捻出していること、また被告関西電力の幹部が森山を批判できない関係にあった以上、手抜き工事が行われたことを強く疑わせる。

この点、被告関西電力の幹部らは、口を揃えて、森山から金品受領について恫喝された旨を述べるが、これは加害者が被害者ぶるかのような行為でありもとより論外であるし、被告関西電力の弱みは、根本的には原子力発電所そのものなのだから、「立地地元」の「有力者」に同じことをされれば、今後も同じ状態になることが容易に予想される。

また、被告関西電力が、問題を隠蔽し続け、発覚後は多重の不正行為を行って不正を不正で糊塗し、株主や消費者を欺いてきたことは明白である。これは被告関西電力の原発部門の体質であり、この体質を汚職の隠蔽に限る理由は何もないから、原子炉の建造や安全審査を切り抜ける過程でも、同様の態度をとってきたことを強く推認させる。

一方、本来、被告関西電力を強く批判し、このような企業が行う原発の推進に対して強くブレーキをかけるべき行政、規制委員会、経営者団体や原発メーカーは、すべて、汚職のいわば共犯であり、また、馴れ合いの態度を全面に出して、被告関西電力に対して強い姿勢をとらなかつたのであり、チェック機能を期待できない。

この点、本訴訟で差止請求の対象となっている大飯原発が立地するお

おい町については、汚職の事実が表面化しなかったが、まさに、表面化しなかっただけと考えるべきだろう。被告関西電力の原発という弱みにつけ込む者は、森山以外にも、今現在も、いくらでもいるであろう。

2. 補強事実としての敦賀原発2号機データ改竄問題

この間、被告が18.54%の株式を有する関連会社である日本原子力発電株式会社の敦賀原発2号機について、ボーリング調査などの敷地地盤地層の調査資料のうち、観察記録（科学実験の実験ノートに相当するものである）を80箇所にわたり証拠が残らない形で改竄していたことが判明した（甲573）。STAP細胞の研究をめぐる一連の問題でも、研究者にとって実験ノートの書き換えが自己否定にあたること、学位の取消事由にすらなることが繰り返し報道されたところであるが、実際、このような生データの改ざんが行われれば、安全でないものが安全とされてしまうのだから、絶対に許されない行為である。

しかし、驚くべきことに、原子力規制委員会は、このような悪質なデータ改竄を行った日本原子力発電と敦賀原発2号機について、審査を打ち切り、不許可とするのではなく、「改善するまで審査を行わない」という態度を現在もとっている（甲574）。原子力規制委員会が、企業体質の改善などに責任を持てるはずがなく、企業体質を審査する能力もないだろう。そもそも、企業体質の改善など見込めない。性善説に基づいて制度設計されている行政審査を根底から裏切った企業に対して、あまりに甘い対応である。

また、日本原子力発電による生データ改竄について、株主であり、自らも原発の安全審査を受ける立場である被告関西電力は、全く批判していない。

このように、原子力事業者によるデータ改竄、原子力規制委員会によ

るチェック機能の欠如、関係者による擁護は他でも当たり前のようになっているのである。

3. 結語 関西電力が大飯の審査での不正を見逃さない審理を

そして、本訴訟でも証拠に基づいて繰り返し指摘しているように、被告関西電力は、大飯原発の敷地地盤についても、資料の改竄を行なっているのであり、原子力規制委員会は、被告関西電力の不正を（過失により）見逃している。このような原告の指摘に対して被告関西電力はまともに反論できていない。

被告関西電力は、「金品受領問題」に徴しても、本訴訟に関連しても、我々の目の前で不正行為を行なっているのであり、元々大きな危険をはらんだ原子力発電所を運用する能力も、資格もない企業であることは明らかである。裁判所が被告関西電力委よる訴訟内外での不正行為を見逃すことなく厳しく審査することが求められる。

以上